

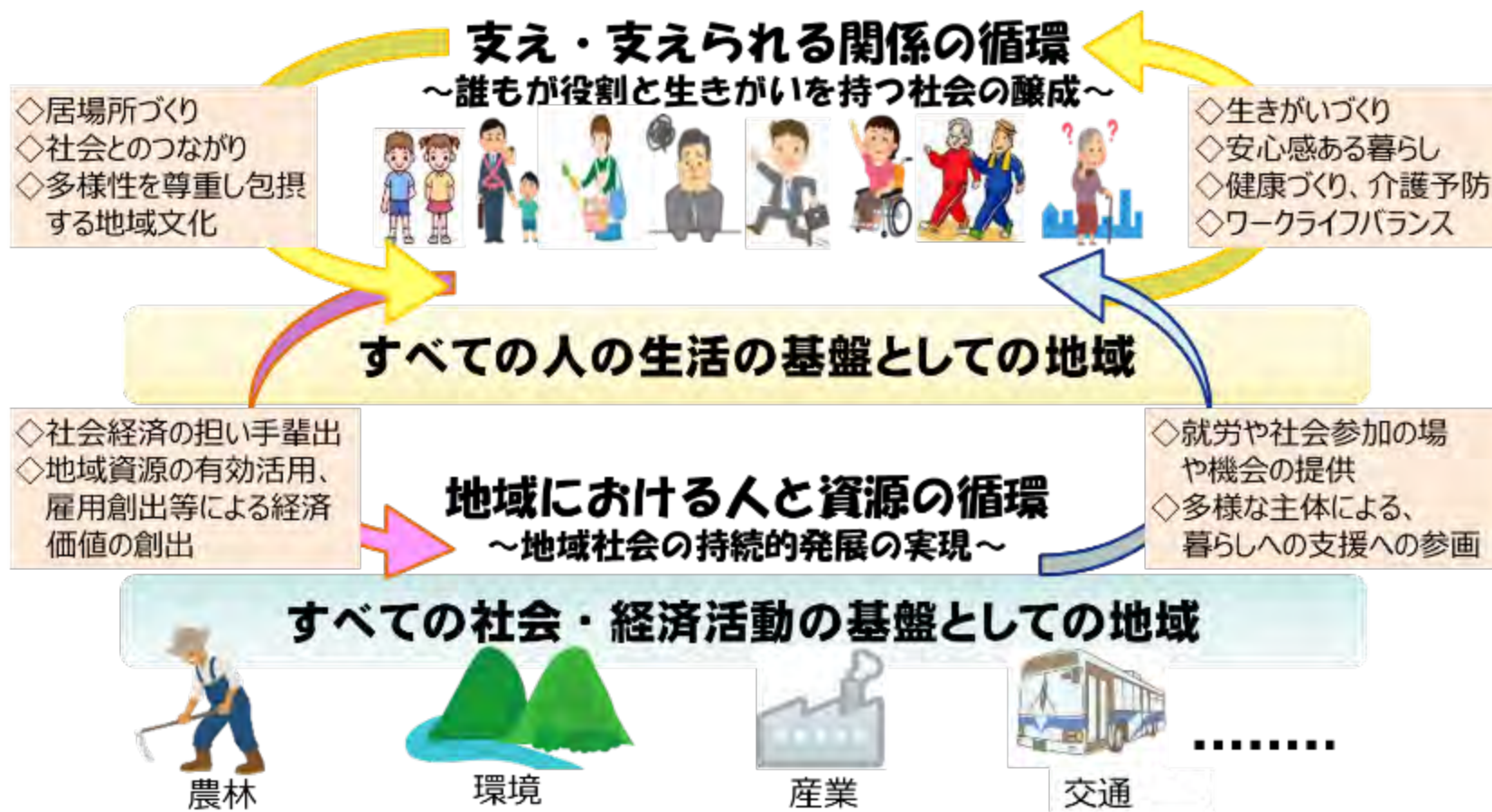
# 包括的な支援体制の整備について

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。</li> <li>○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。</li> </ul>
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会</li> <li>・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会</li> </ul> <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



# 地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

## 地域福祉の推進

(第4条第2項)

## 地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

## 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

## 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

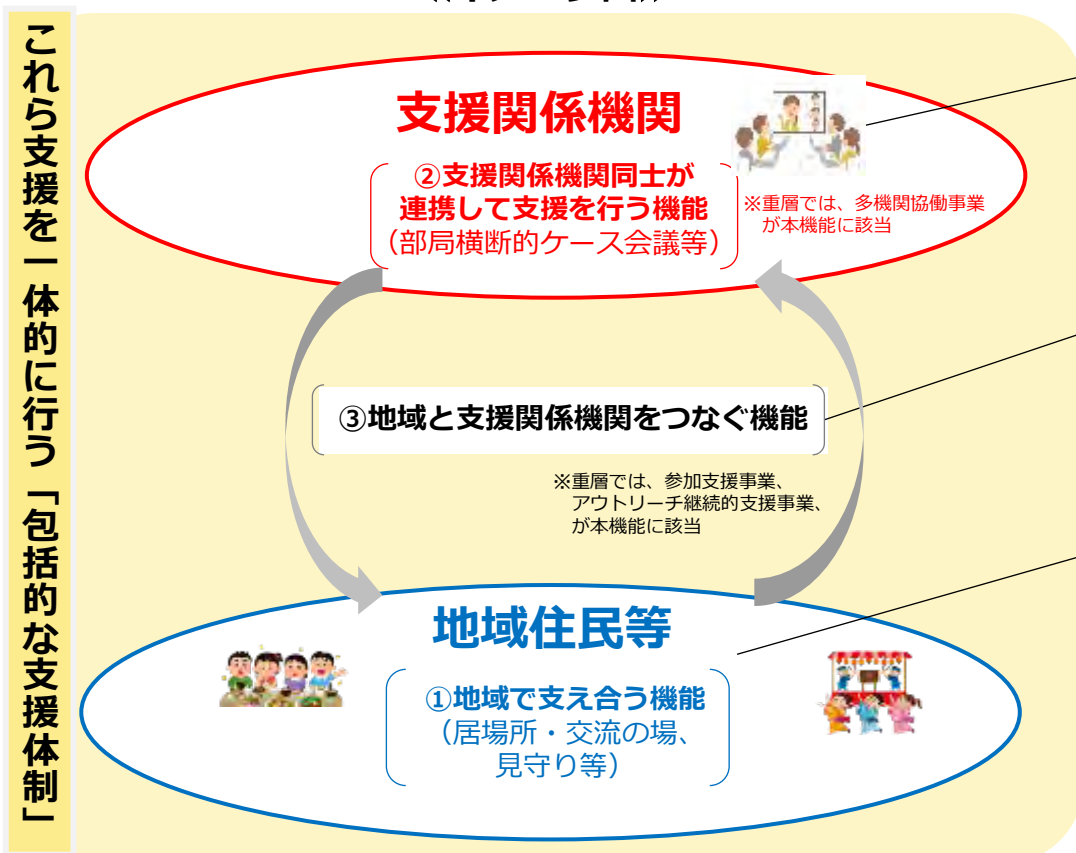
包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国471箇所 (R7年度))

# 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。  
 (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定  
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

## 《イメージ図》



## 《現行条文との関係》

### ◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

### ◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

### ◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）  
 (注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

# 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

## 1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→ 585（R8）（予定）
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

## 2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
  - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
  - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
  - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

## 3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

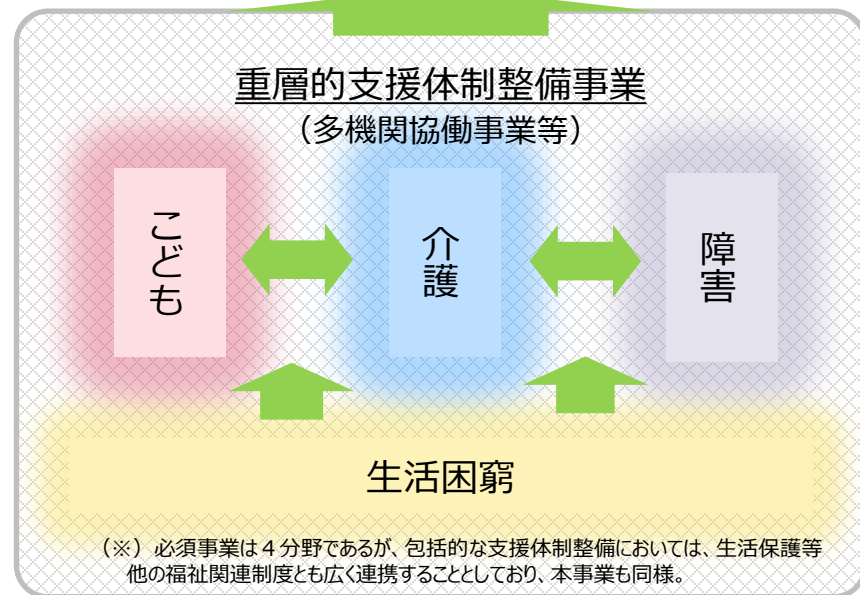
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

### <交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。  
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

## 「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、  
既存制度・機関間の連携強化

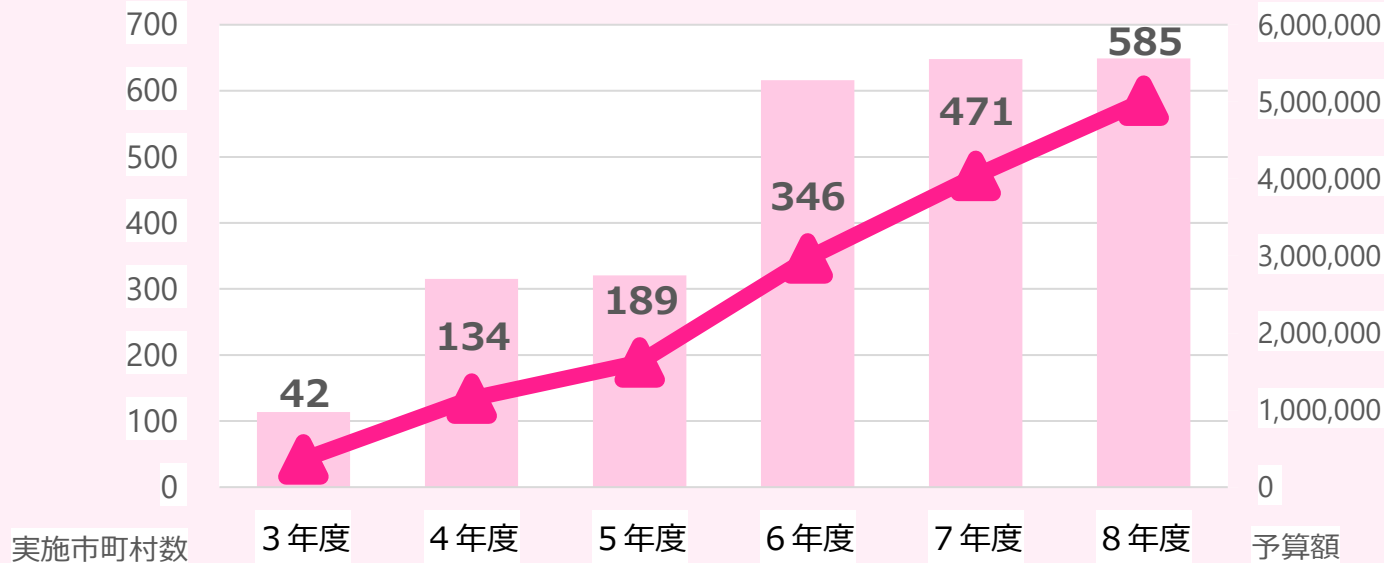


- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。  
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

# 重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和8年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約6倍（令和8年度予算案：55.6億円、令和3年度予算額9.7億円）となっている。
- また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

## 重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施市町村数	42	134	189	346	471	585
(事業開始市町村数)	42	92	55	157	127	117
予算額 (単位：億円)	9.7	27.0	27.5	52.8	55.5	55.6

## 人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1万人未満	10.7%
1万人以上～3万人未満	24.8%
3万人以上～5万人未満	38.4%
5万人以上～10万人未満	54.9%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村 (1,741市町村)	33.6%

(※) 8年度は予算案・実施予定ベース。(※) 6年度末に2町村、7年度末に3町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと8年度実施市町村数は一致しない。  
 (※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和7年1月1日時点）

# 社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。  
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

### 2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

### 3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

## 施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

# 1. ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

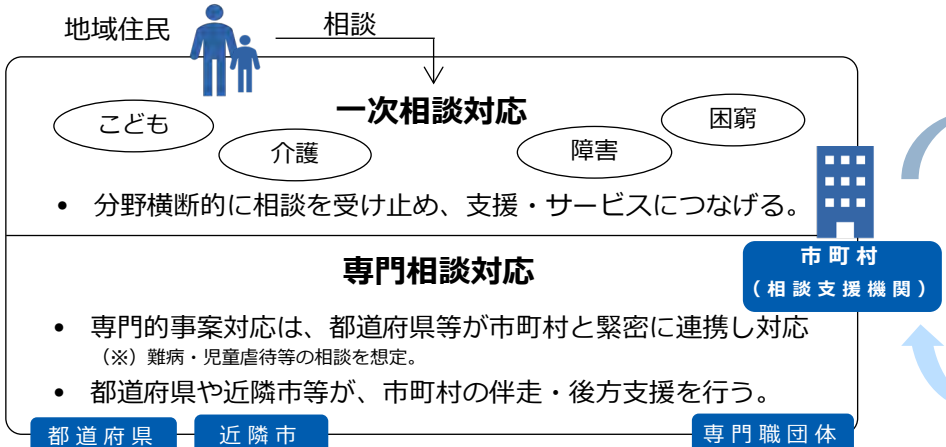
## 現状・課題

- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
  - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。
  - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）
  - ※ 重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る3つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R2法改正で創設）。

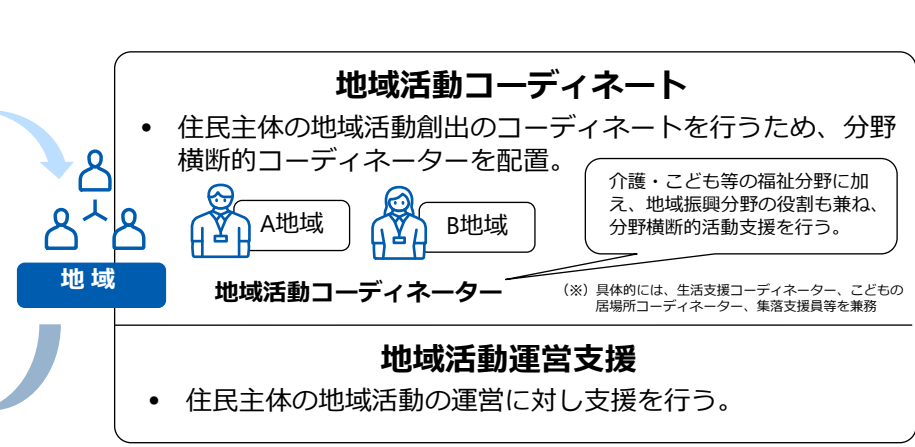
## 見直し内容

- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設**する。
    - ※ 対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】**
- ①**相談支援事業**、②**地域づくり事業**
    - ・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
    - ・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
  - ③**地域と福祉支援体制の協働を推進する事業**
    - ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- } 一体的に実施
- ※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。
  - ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

### ＜事業イメージ＞ ①相談支援事業＞



### ②地域づくり事業＞



③地域と福祉体制の協働強化

※ あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、  
 ・地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする  
 ・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する 等の措置を講じる。

地域運営組織と一体的に実施することも想定 7

# 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度当初予算 1.6億円（-）

## 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。  
 （※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。  
 （※）本事業を実施する上での体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

## 2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ その後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。</li> <li>○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、</li> <li>・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C T を活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p>
② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。</li> <li>○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、</li> <li>・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。</p>

## 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業

令和8年度当初予算 0.5億円（-）

## 1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）や社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）を踏まえ、小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するための新たな仕組みについて検討する必要がある。この仕組みの検証を行うため、令和8年度より、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を新設し、相談支援や地域づくりの市町村の体制や、都道府県等による後方支援や広域の連携方策等について、実証を行うこととしている。
- 本事業では、同モデル事業を実施する自治体に対して伴走的支援等を行い、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備のモデル構築を支援するとともに、新たな仕組みにおける相談支援・地域づくりの具体的な実施方法の検証等を行う。

## 2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：-（委託費）
- 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を行う市町村及び重層的支援体制整備事業を実施する市町村であって、機能集約化アプローチへの移行を具体的に検討する市町村に対する体制構築等支援等を行うとともに、モデル事業実施を踏まえた制度化に向けた検証を行う。
- 具体的には、以下の（1）（2）を実施する。

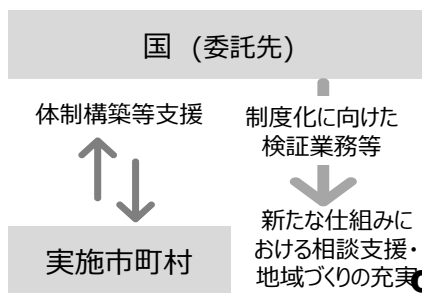
## （1）体制構築等支援業務

- モデル事業実施自治体における、① 相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、② 対応方針の策定、③ 地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）
- （※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映は、国（委託先）において実施し、実施方法について検証することを想定。

## （2）制度化に向けた検証等業務

- モデル事業を踏まえ制度化に向けた検証等を行う。
- 具体的には以下の表の内容等の検証を行った上で、制度化に向けた必要な対応（移行手順の整理等）を行うことを想定。

① 機能集約型相談支援の実施方法の検証内容等	② 機能集約型地域づくりの実施方法の検証内容等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方</li> <li>・ 相談対応の援助を行うA I・I C T等の技術の活用</li> <li>・ 一次相談対応に必要な研修内容</li> <li>・ 都道府県等との広域連携・後方支援の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方</li> <li>・ コーディネーターの確保方策</li> <li>・ 人材養成等の方法</li> </ul>



施策名:地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

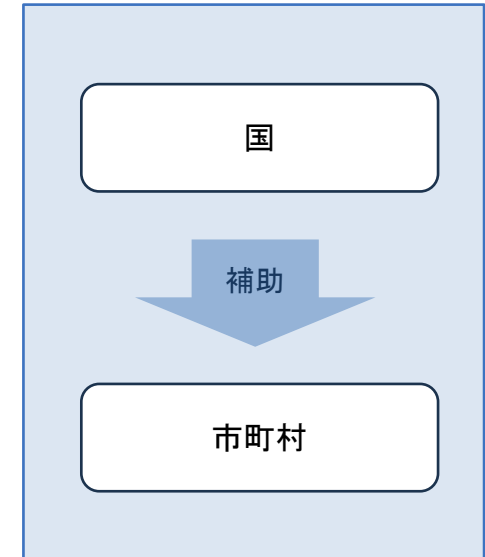
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。



① 地域生活課題 ／既存制度等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。</li> <li>○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。</li> </ul>
② 地域住民等との協議・実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。</li> <li>○ 協議の結果を踏まえ、実践する。</li> </ul>
③ 検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践状況を検証。</li> <li>○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。</li> </ul>

- 実施主体:市町村

⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

## 施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

### ① 施策の目的

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

### ③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
  - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
  - ・ 地域住民等との協議・実践
  - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

【参考】モデル事業における実施市町村の取組

#### ① 地域生活課題／既存制度等の把握

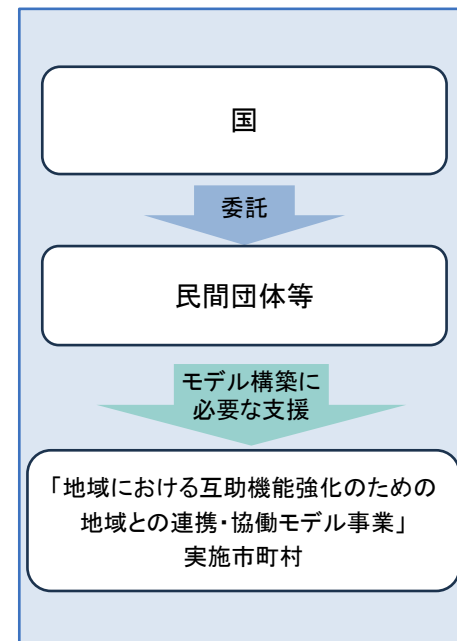
- 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。
- 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。

#### ② 地域住民等との協議・実践

- 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。
- 協議の結果を踏まえ、実践する。

#### ③ 検証・見直し

- 実践状況を検証。
- 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する

# 高齢者の生活支援体制整備の推進について

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室

# 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）  
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 **被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 9,403人（R6.3）  
多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

## 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など

## ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

## ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

(2) 協議体の設置 10,858箇所（R6.3）  
地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※1）

■ 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

★左記のほか、以下の事業も生活支援体制整備事業として実施が可能

・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 8,000千円（※2） × 市町村数（※1）

・住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※1）

・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000千円 × 市町村数（※1）

（※1）指定都市の場合は行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

（※2）地域包括支援センター以外の場所に配置した場合等は4,000千円

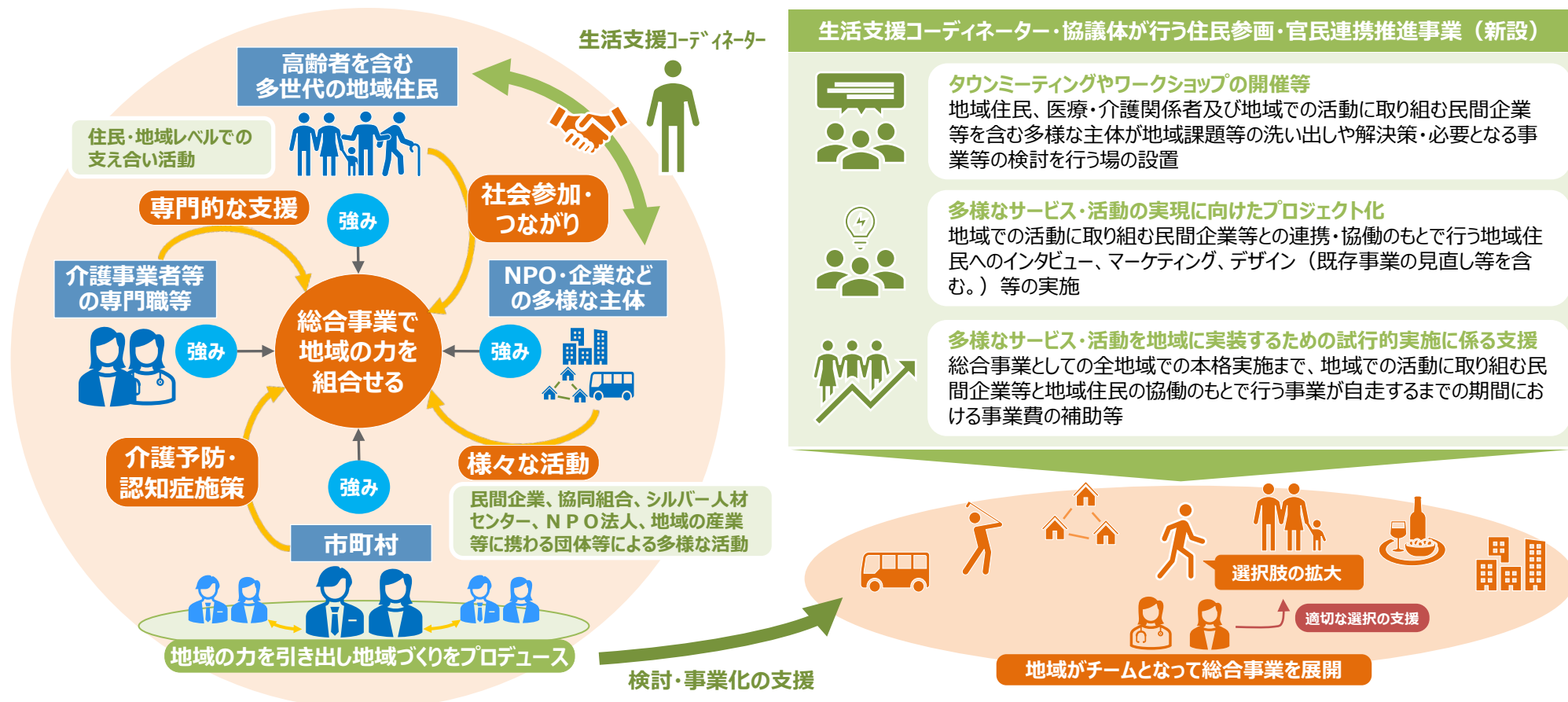
# 生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
  - 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- +
- 住民参画・官民連携推進事業の実施**  
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数  
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

# 生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

## SCの役割

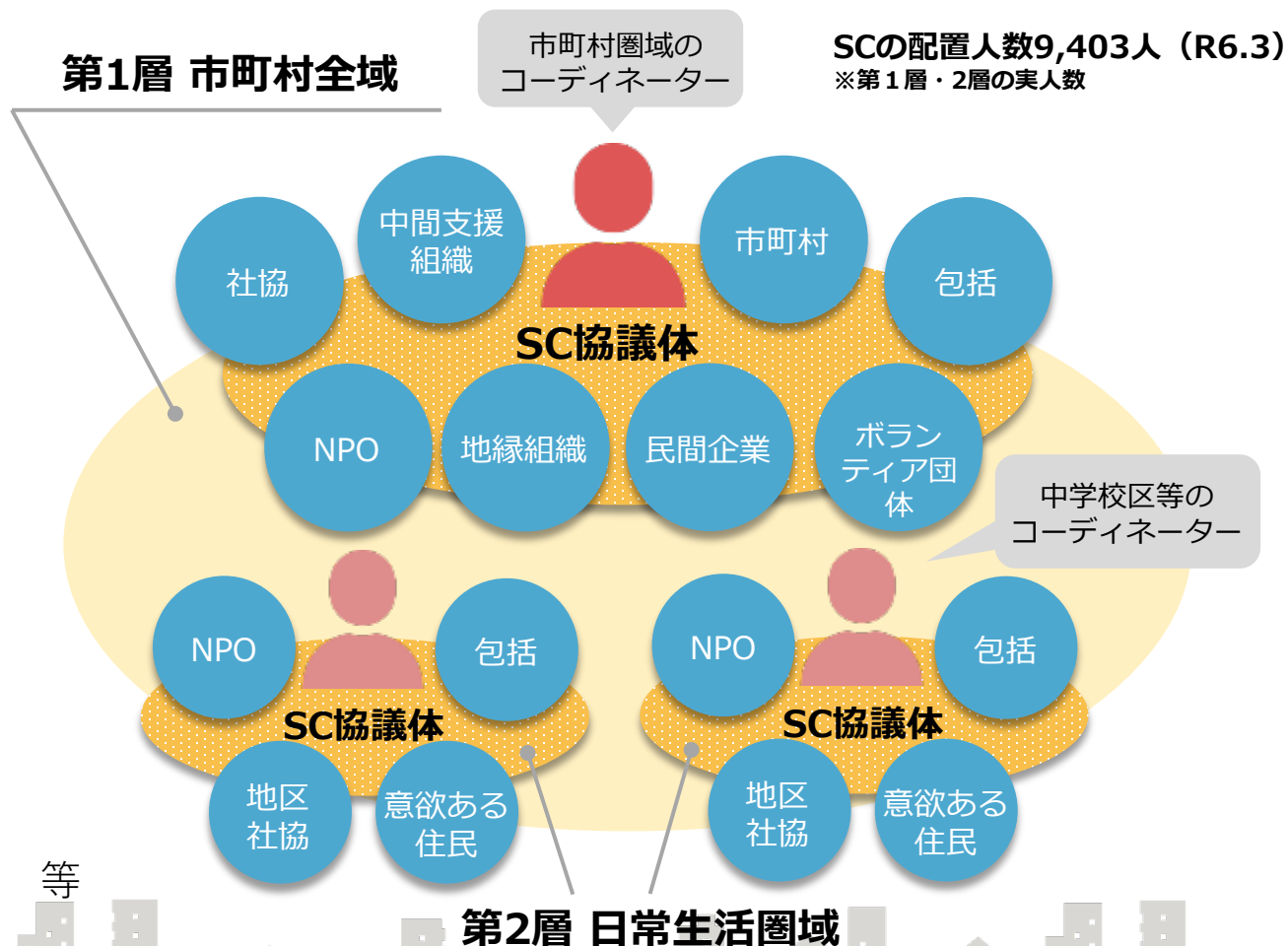
- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

## SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある者、市民活動への理解がある者等がよい

## SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換 等



# 互助の基盤をつくる | 山口県萩市 —SC協議体を中心とした住民主体の地域づくり—

- 平成30年4月時点で総人口48,234人。うち、65歳以上高齢者人口19,977人(41.4%)、75歳以上高齢者人口10,766人(22.3%)。第7期1号保険料5,190円。地域包括支援センターは直営で2カ所設置。
- 社会福祉協議会が受託。小学校区ごとにSC協議体を設置し、生活支援コーディネーターがSC協議体の進行役となり、SC協議体を中心とした住民主体の地域づくりを進めている。
- 住民主体の活動として、要支援者を対象に、サロン活動等を実施している。



▲ 地域ささえあい協議体の様子

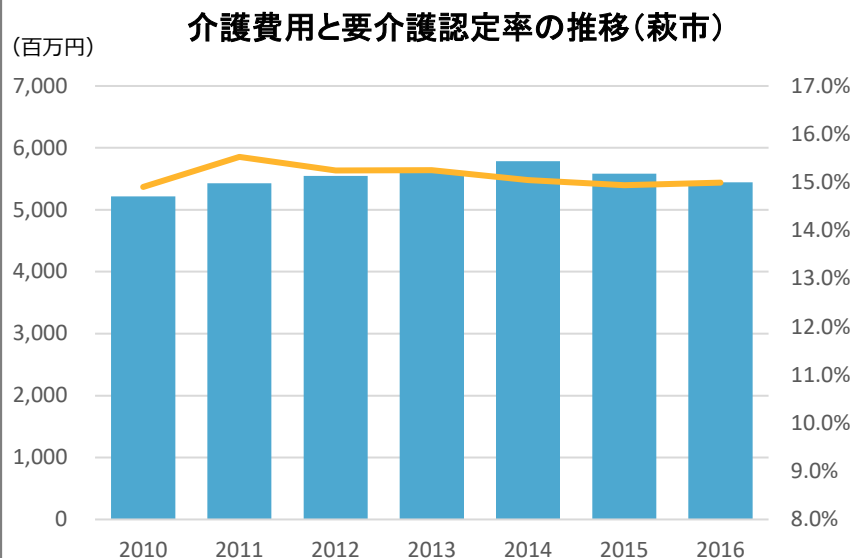


## 小学校区単位のきめ細やかな実態把握と支え合い活動の実施

- 概ね小学校区に1カ所ずつSC協議体（地域ささえあい協議体）を設置。
- 町内会長、ボランティア団体、地域おこし協力隊、女性団体、老人クラブ、神社・お寺、福祉関係者、駐在所、郵便局、商店などの幅広い人々が参加。
- 地域課題の整理、資源の整理、サービスの開発等を行っている。



▲ 事例検討を通じた地域の現状共有

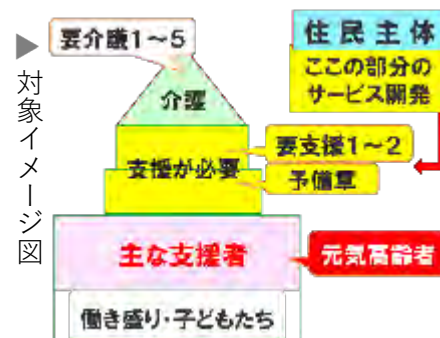


## 要支援者を対象とした住民主体の活動

- 地域を対象としたアンケートにより、地域の実態把握を行った結果、介護予防、支え合いの仕組み、移動支援の仕組みが地域共通の課題として、見えてきた。
- 地区ごとに要支援者等を対象としたサロン活動（通所型サービス）、家事援助・移動支援等（訪問型サービス）を実施。



▲ サロン活動の様子



## 参考資料

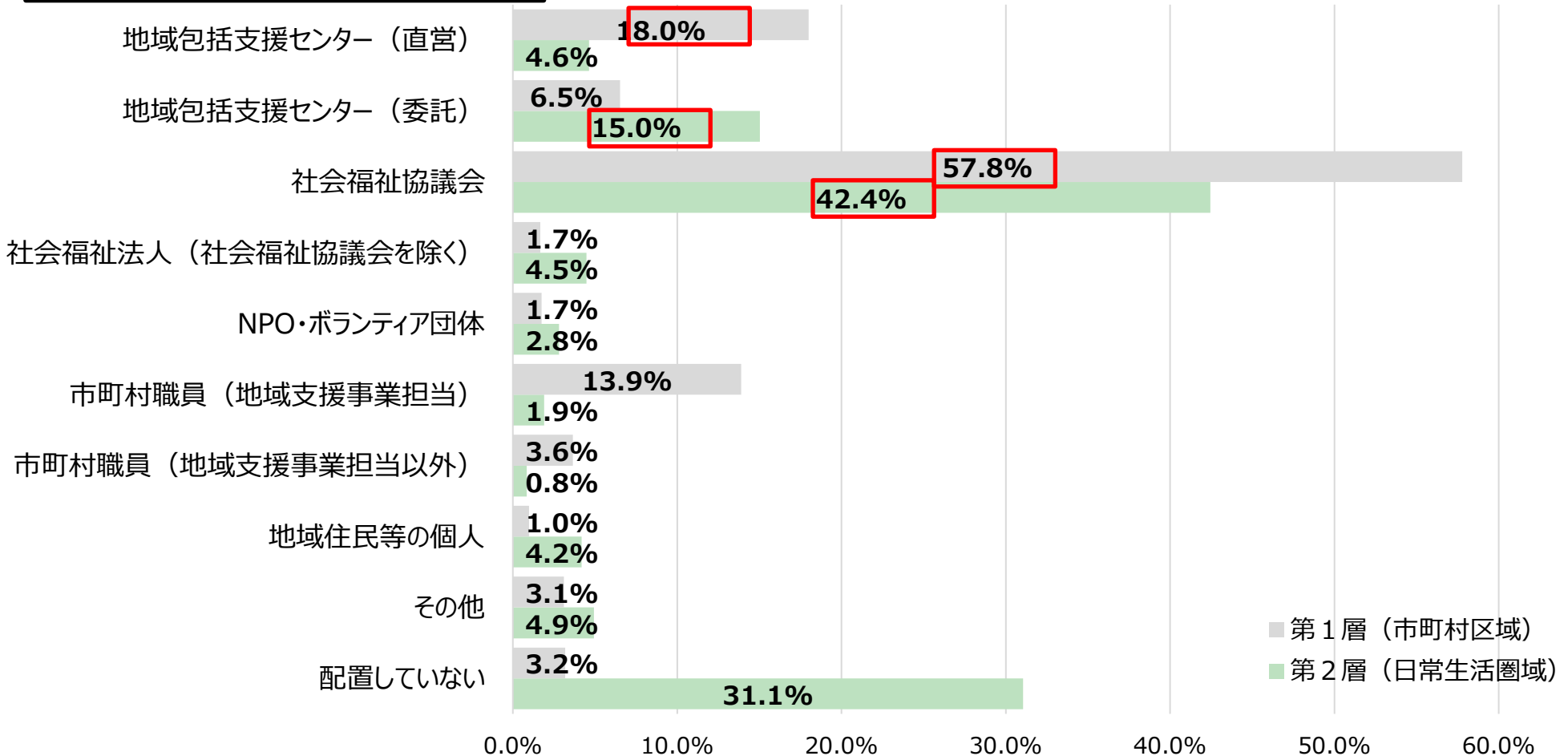


# 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの所属団体 (令和7年度調査速報値)

○ 第1層・第2層に配置している生活支援コーディネーターの所属をみると、第1層・第2層ともに「社会福祉協議会」が最も多く、次いで第1層は「地域包括支援センター（直営）」が、第2層は「地域包括支援センター（委託）」が多かった。

## 生活支援コーディネーターの所属団体

(n=1,317)



※令和7年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成。

(令和7年9月8日時点速報集計:回答数1,317市町村。) ※ 全市町村(1,741市町村)に対する調査。

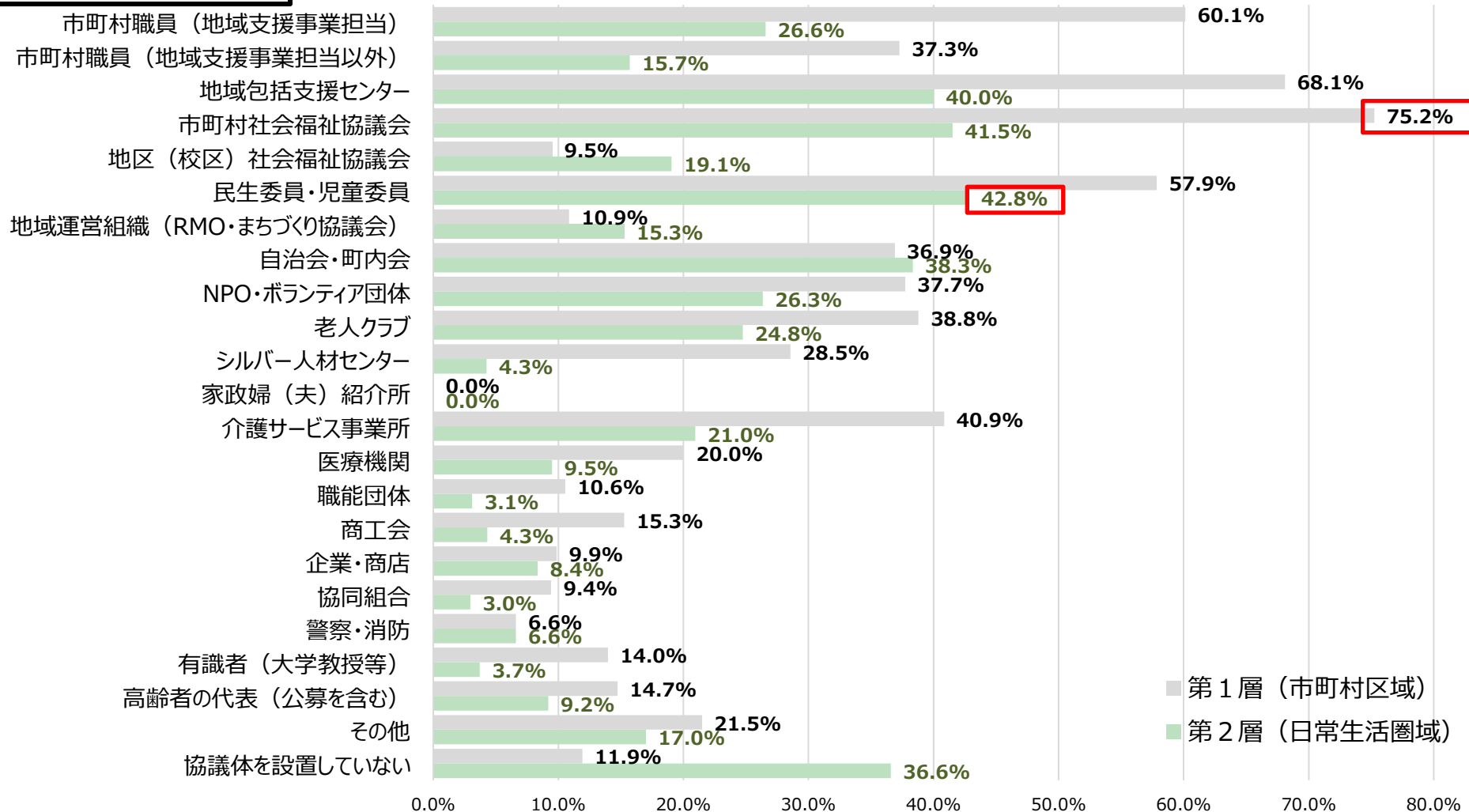
※上記は、生活支援コーディネーターの所属団体としてあてはまるものをすべて回答させることにより得たもの。上記の他、第1層で0.5%、第2層で0.9%無回答。

# 生活支援体制整備事業 協議体の構成員・所属団体 (令和7年度調査速報値)

○ 第1層・第2層協議体の構成員やその所属団体をみると、第1層では「市町村社会福祉協議会」が、第2層では「民生委員・児童委員」が最も多い一方で、例えば「企業・商店」や「協同組合」といった福祉分野以外の多様な主体の参画は低い状況。

## 協議体の構成員・所属団体

(n = 1,317)



■ 第1層 (市町村区域)

■ 第2層 (日常生活圏域)

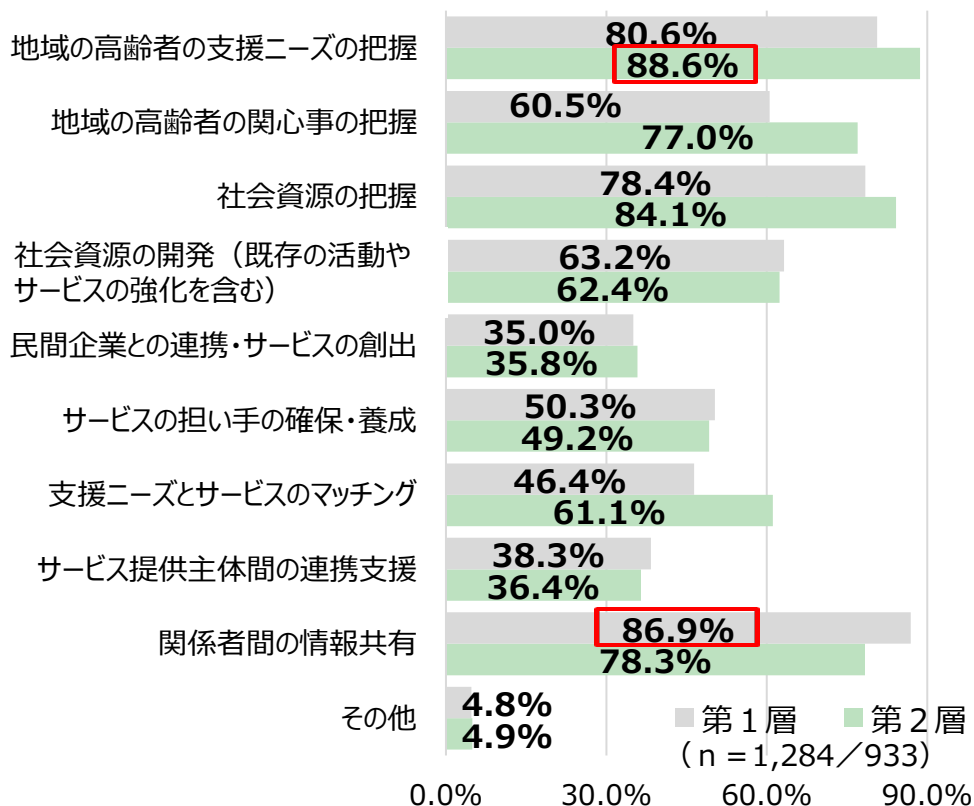
※ 令和7年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成。  
(令和7年9月8日時点速報集計:回答数1,317市町村。) ※ 全市町村 (1,741市町村) に対する調査。

※ 上記は、協議体の構成員又は所属団体としてあてはまるものをすべて回答させることにより得たもの。上記の他、第1層で0.8%、第2層で2.2%無回答。

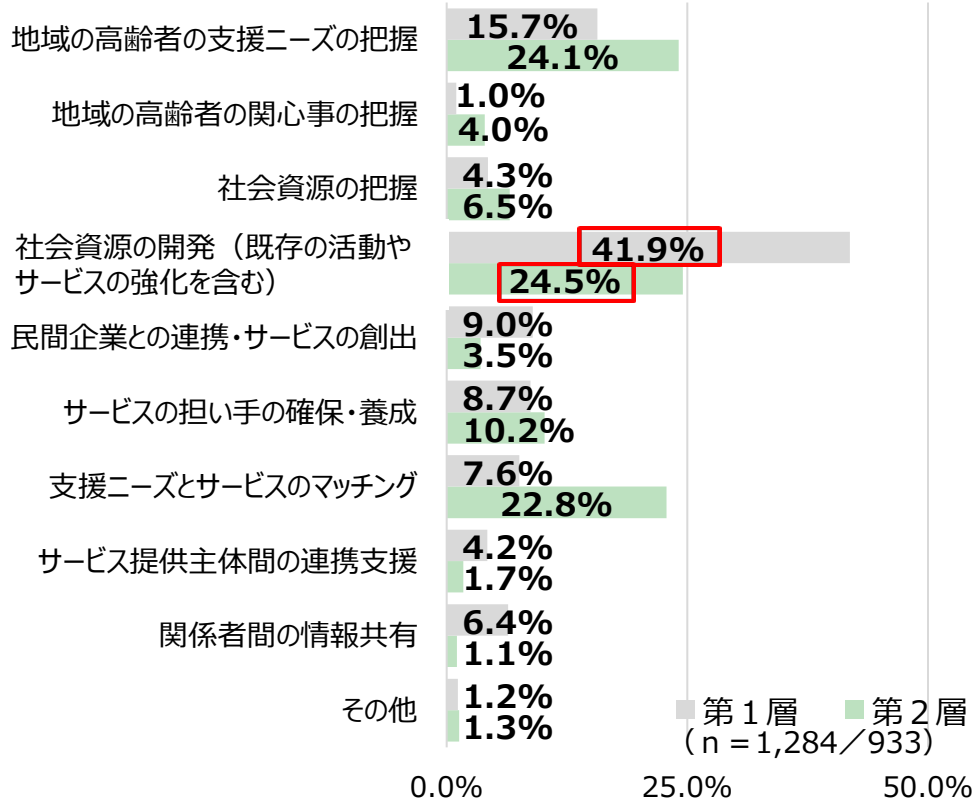
# 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターや協議体の活動 (令和7年度調査速報値)

- 生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動をみると、第1層は「関係者間の情報共有」、第2層は「地域の高齢者の支援ニーズの把握」が最も多かった。
- 一方、市町村が生活支援コーディネーターや協議体に最も期待する活動をみると、第1層・第2層ともに「社会資源の開発」となっており、実際に行われている活動とギャップが存在している。

生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動（複数回答）



市町村が生活支援コーディネーターや協議体に最も期待する活動（1つ回答）



※ 令和7年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成。  
(令和7年9月8日時点速報集計:回答数1,317市町村。) ※ 全市町村(1,741市町村)に対する調査。 ※ 第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域。

※ 生活支援コーディネーターや協議体を設置している市町村について、左図表はあてはまるものをすべて選択させることにより得たものであり、右図表は最もあてはまるもの1つを選択させることにより得たもの。上記のほか、0.2%が無回答。

# 生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(1)

## 生活支援コーディネーターの活動例(愛知県豊明市)

### 地域資源の把握

- 地域の集会所等でのサークル活動、お店の貸スペース、高齢者がよく行く店、使うサービス等を把握。



### 足りない資源の創出

- 市内の喫茶店を常連客の見守り喫茶店「ホッこりカフェ」に位置づけ、周知。



### 地域ケア会議への出席

- 把握した資源の情報を提供。会議のやりとりが、足りない資源の創出につながることも。

## 生活支援コーディネーターの1ヶ月の活動例(岡山県倉敷市)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		サロン交流会(庄)	SC会議	仕組みづくり会議	好事例集取材(コミュニティカフェ)	サロン取材
	小地域ケア会議(玉島)	視察受け入れ	職員プロジェクト会議		認知症マイスター養成講座	
		市との連携会議				
8	9	10	11	12	13	14
養成講座準備		作戦会議(談サボ)	個別事例検討会議	ベース会議(服部)	ラジオ体操取材	
担い手養成講座第5回	サロン取材	介護保険事業計画策定委員会	小地域ケア会議(菅生)	好事例集取材	サロン取材	金融機関職員研修
シンポジウム(OT)		ネットワーク懇談会	小地域ケア会議(穂井田)			
15	16	17	18	19	20	21
	作戦会議(家手援助)		小地域ケア会議(東)	小地域ケア会議(船橋)	作戦会議(認知症カフェ)	
秋祭り参加		ベース会議(至高)	地区社協理事会	研修参加	サロン交流会(倉敷)	地域文化祭参加
			医学生協研修会			作戦会議(男の居場所)
22	23	24	25	26	27	28
担い手養成講座準備		地域包括支援センター研修		三代交流サロン		巡回相談会
担い手養成講座第6回	大学での講義	サロン交流会(真備)	小地域ケア会議(呉妹)	多職種連携の会議	作戦会議(サロン立ち上げ)	関係団体連絡会議
			小地域ケア会議(長尾)	共生社会懇談会	小地域ケア会議(服部)	担い手養成講座準備
29	30	31				
		原研修				

## 地域の既存資源の活用(宮城県多賀城市の例)

### 地域の「お宝」と、新たな“つながりづくり”

- 地域包括支援センターに生活支援コーディネーター2名を兼務配置。地域の何気ない場所や活動を「お宝」として再発見し、地域のつながりの創出、自立支援に結びつけている。
- 例えば、お茶のみスペースが設置されたある商店が、地域の集いの場や見守りの場として機能し、地域の「お宝」になっている。
- また、地域の料理教室が、地域の集いの場や見守りの役割を担いながら、教室を開く高齢者の生きがい・介護予防の場となっている。
- これまで、地域包括支援センターの職員にとって、サービス利用の終了が支援の終了であったが、生活支援コーディネーターの兼務を通じて、サービスの利用から地域の支え合い、つながりづくりへと発展させる視点が生まれた。

